マンションにお住まいの皆様へ

安全で**安心**した住みやすいマンションライフをおくるために

町会・自治会を設立しましょう!!

町会・自治会があることで・・・

●「顔見知り」になることで、声をかけやすくなり、
災害等への不安感が払拭できた。
●自治会主催の夏まつりやクリスマス会など、
市からの補助金でイベントを開催できた。

などの声も！

【お問い合わせ】
八潮市役所 市民協働推進課　　TEL：048-996-2016（直通）

もくじ

ページ

１．町会・自治会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．町会自治会連合会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．町会・自治会の主な活動（例）　・・・・・・・・・・・２

４．町会・自治会の１年（例）　・・・・・・・・・・・・・３

５．「メリット」と「負担」・・・・・・・・・・・・・・・・４

６．市からの補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

７．「マンション管理組合」と「町会・自治会」・・・・・・８

８．町会・自治会の区域図・・・・・・・・・・・・・・・・９

９．関係条例等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

１．町会・自治会とは

町会・自治会は、一定の地域住民の皆さんにより、自主的に組織された団体です。
災害時の対応や防犯対策、高齢化問題など、地域の問題を解決するためには、町会・自治会はとても大切です。
地域のさまざまな活動を通じて、人と人との絆をつくり、言葉を交わし合える人間関係を築くことで、暮らしやすさだけでなく、災害時の救助活動など、あらゆる場面で力を発揮します。

「町会」と「自治会」の違い

呼び方が違うため、違う組織と思われがちですが、名称に関して決まった原則はなく、活動目的は同じです。
「〇〇町会」「〇〇自治会」「〇〇町内会」「〇〇自治町内会」などと呼称されることが一般的です。

２．町会自治会連合会とは

市内４４の町会・自治会の会長で組織された団体です。
町会・自治会の自主性を尊重し、その健全なる発展と、町会・自治会相互の連絡協調をはかることにより、市民の福祉増進及び市の発展を目的に活動しています。

主な事業：総　会（５月）
理事会（年５回～６回）
地域会議 全体会（９月）
視察研修（11 月）
講演会（１月）
地域会議 地区会議（２月）

３．町会・自治会の主な活動（例）

町会・自治会では、地域住民の皆さんが安全・安心に暮らせるよう、さまざまな活動をしています。自らの地域を暮らしやすい地域にするためにも、町会・自治会に加入しましょう。

（１）安心して暮らしたい

空き巣などの犯罪を防ぐために活動しています。

① 防犯灯の設置・管理
② 夜間防犯パトロール　など

（２）いざという時のために

災害時に助けあえるよう自主防災組織を結成しています。

① 防災訓練、避難訓練の実施
② 災害時の食料や資機材の保管・管理
③ 避難所の開設・運営
④ 災害時に手助けが必要な方の把握や避難協力　など

（３）コミュニティ活動

様々な行事を通じて、住民相互の交流を深め、心のふれあいの場をつくっています。

① 親睦旅行（日帰り旅行）
② 季節のイベント（夏祭り・敬老事業・クリスマス会）
③ 健康体操教室、グランドゴルフ大会　など

（４）生き生きと暮らしたい

誰もが地域で生き生きとすこやかに暮らせるよう活動しています。

① 小学生・中学生の登下校時のパトロール
② 障がいのある人や高齢者の見守り活動　など

（５）地域の情報を知りたい

地域に密着した情報を発信しています

① 市からのさまざまな情報を回覧・掲示
② 地域の事件・事故が掲載された「交番情報」の回覧
③ PTA だよりの回覧　など

（６）きれいなまちに住みたい

自分たちの住むまちを美しく保ち、住みやすく快適な環境をつくっています。

① 地域の清掃活動
② 花植えなどの美化活動　など

４．町会・自治会の１年（例）

町会・自治会では、１年間を通じ、様々な活動が行われています。
年度当初に事業計画と予算を組み、総会に諮り、承認を得て活動が始まります。

活動例

４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
総会 役員会	ゴミゼロ運動		夏祭り	盆踊り大会	敬老会	市民体育祭	防災訓練 バス旅行	クリスマス会	新年会	餅つき大会	総会準備

毎月：公園清掃（第１日曜日）
　　役員会　（第２土曜日）
　　ふれあいサロン（第３水曜日）
　　資源回収（第４日曜日）　　など

随時：防犯パトロール
　　子ども見守り隊
　　防犯灯の設置・管理
　　防災訓練及び備蓄品点検
　　掲示板点検
　　道路及び水路清掃・広報紙作成　　など

5.「メリット」と「負担」

≪メリット≫

（1） 地域の「絆」が深まる

① 町会・自治会主催のイベント等を実施することで、幅広い世代間交流が促進され、住民同士の「絆」が深まります。
② イベント等を通じて「顔見知り」になることで、声をかけやすくなり、災害時などの「いざ」というときの助け合いにつながります。

※ 東日本大震災では、地域住民の助け合いにより、多くの方の尊い命が守られました。災害時は、まず第一に身近な住民同士の助け合いが重要となります。

（2） 安全・安心な環境づくり

① 「見守り活動」や「防犯灯の設置」などを行うことにより、安全・安心な環境をつくることができます。
② 会員同士の情報交換により、「特殊詐欺被害」などの犯罪を未然に防ぐことができます。

（3） 地域コミュニティ

① お母さん同士の情報交換により、子育てや進学など、不安の解消につながります。
② 子ども会や高齢者のサークルなど、住民同士の交流につながります。

（4） 補助金の交付

① 市からの補助金で、充実した町会・自治会活動を実施することができます。
② 健康体操教室などをマンションの敷地内で開催することができます。
③ マンション管理費の支出が抑えられるようになります。

（5） 地域の課題を解決

① 地域が抱える課題がある場合には、他の町会・自治会との情報交換などにより課題解決のヒントが得やすくなります。
② 個人の課題としてではなく、町会・自治会として行政に相談しやすくなります。

（6） 地域情報の入手

① 行政等からの情報が早期に得やすくなります。

（7） 市政への参画

① 市の各種審議会等に、参画する機会が増えます。

≪ 負 担 ≫

（１）負担金等の支出

① 町会自治会連合会負担金（担当：市民協働推進課）
- 世帯数により 10,000 円、16,000 円、20,000 円

② 自主防災組織連絡協議会負担金（担当：危機管理防災課）
- １町会あたり年 5,000 円

③ オウム真理教抗議活動負担金（担当：交通防犯課）
- １町会あたり年 1,000 円

など

（２）寄付等の協力

① やしお市民まつり協賛金（担当：市民協働推進課）
- 世帯数×100 円

② 日本赤十字会員増強運動（担当：社会福祉課）
- 世帯数×231.3 円　※令和３年度単価
- 単価は毎年変動

③ 赤い羽根共同募金（担当：社会福祉協議会）
- 世帯数×270 円

④ 社会福祉協議会会員募集運動（担当：社会福祉協議会）
- １口 500 円　※翌年度、半額返金される。

など

（３）各種事業への参加

① 町会自治会連合会の各種事業（担当：市民協働推進課）
② 総合防災訓練（担当：危機管理防災課）
③ ゴミゼロ運動の協力（担当：環境リサイクル課）

など

（４）その他

① 行政情報などの回覧物の回覧、掲示板への掲示
② コミュニティ協議会委員の推薦（担当：市民協働推進課）
③ 国勢調査の調査員の推薦（担当：企画経営課）
④ 民生委員・児童委員の推薦（担当：社会福祉課）
⑤ 避難行動要支援者避難支援計画への協力（担当：社会福祉課）
⑥ オウム真理教（現アレフ）への抗議活動（担当：交通防犯課）
⑦ 公民館長の推薦（担当：社会教育課）

など

６．市からの補助金

（１）町会自治会事業補助金（担当：市民協働推進課）

対象事業：市の健全な発展を目的に、市の行政事務に協力する町会・自治会が行う全ての活動

補 助 額：毎年４月１日現在の加入世帯数により補助額を算出
均等割額：12 万円（加入世帯数が 60 世帯未満の場合は６万円）
世帯割額：１世帯あたり 650 円

（例）300 世帯で構成されている町会・自治会の場合
120,000 円＋（650 円×300 世帯）＝315,000 円
（均等割額）　（世帯割額）　（補助額）

（２）町会・自治会掲示板作成事業補助金（担当：市民協働推進課）

対象事業：行政情報等を住民に周知することを目的に、町会・自治会が設置する掲示板の作製

補 助 額：掲示板の作製にかかった費用の３分の２以内で、１基あたり２万円を限度

（３）町会・自治会館施設整備補助金（担当：市民協働推進課）

対象事業：地域コミュニティの活動拠点である町会・自治会館（集会所）の増改築及び修繕事業

補 助 額：補助対象経費の３分の１以内（1,000 円未満切り捨て）で 10 万円以上 150 万円を限度

（４）町会自治会地域づくり活動促進事業補助金（担当：市民協働推進課）

対象事業：町会・自治会の地域づくり活動を目的に、新規や既存の事業の種類や事業実施場所を問わず、各町会・自治会の未加入者も参加可能な事業

補 助 額：補助対象経費の４分の３以内（1,000 円未満切り捨て）で 20 万円を限度

（５）コミュニティ助成事業助成金（担当：市民協働推進課）

対象事業：住民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業
補 助 額：100 万円から 250 万円
設備の例：机、イス、コピー機、エアコン、カラオケ設備、太鼓、テント　など

（６）コミュニティ活動推進事業補助金（担当：市民協働推進課）

対象事業：地域コミュニティの活動拠点となる施設の整備で、ソフト事業（世代間交流、防犯・防災活動など）を組み合わせて効果的に実施するハード事業
補 助 額：新たな町会・自治会館（集会所）を整備するための建設費（外交費等を除く）の４分の３以内で 1,000 万円を限度

（７）防犯灯設置及び管理補助金（担当：交通防犯課）

対象事業：犯罪等を防止するため、町会・自治会が行う防犯灯の設置及び管理に関する事業
補 助 額：・防犯灯の設置　：設置に要した経費の３分の２以内で６万円を限度
（LED 灯を設置した場合は、８万円を限度に全額）
・防犯灯の修繕　：修繕に要した経費の３分の２以内で２万円を限度
・防犯灯の電気料：町会・自治会が支払った電気料金の全額

※ 防犯灯の設置・修繕については、１灯あたりの補助額
※ 補助対象となる設置場所は、屋外で公共の場所となる。特定の人のみが利用する場所は対象外（例：マンション内の駐車場や共用廊下など）

（８）自主防災組織育成補助金（担当：危機管理防災課）

対象事業：自主防災組織の運営や防災訓練活動等に関する事業
補 助 額：・自主防災組織の運営等に関する補助金は、世帯数により 10 万円から 13 万円
・自主防災組織設立に伴う防災資機材を整備するための補助金として、初年度は、世帯数により 10 万円から 30 万円、２年目から５年間は、一律５万円を加算

7.「マンション管理組合」と「町会・自治会」

（1）「管理組合」と「町会・自治会」について

「管理組合」　⇒法律に定められた団体で、マンション住人全員が構成員となります。建物などの共有財産の維持管理が目的となります。

「町会・自治会」⇒法律の定めはなく、地域住民により自主的に組織された団体のため、加入・退会ともに任意となります。会員相互の親睦や地域活動が目的となります。

（2）「管理組合員」を「町会・自治会」に強制加入させることについて

町会・自治会への加入は任意となりますので、強制加入とすることはできません。

（3）「管理組合」を「町会・自治会」として登録することについて

管理組合員の中には、町会・自治会未加入者がいることや、管理組合と町会・自治会は、目的が異なる別組織となりますので、「管理組合」＝「町会・自治会」として登録することはできません。

（4）「管理組合費」から「町会・自治会費」を支出することについて

管理組合員の中には、町会・自治会未加入者がいらっしゃいます。

このため、管理組合費に含めて、町会自治会費を集金することはできませんので、管理組合費の一部を、町会・自治会活動の費用として支出することもできません。

（5）「管理組合役員」から「町会・自治会役員」を選任することについて

管理組合役員と町会・自治会役員を兼務することは可能です。しかし、管理組合役員の中に、町会・自治会未加入者がいる場合には、別の方法で選任する必要があります。

8．町会・自治会の区域図

・13.14.15.37.39.43.44 は集合住宅
・集合住宅の町会費は月平均で約 270 円

八幡地区
31 上馬場町会
32 中馬場町会
33 大原町会
34 大曽根東町会
35 大曽根中町会
36 大曽根西町会
37 大曽根北町会
38 浮塚町会
39 メゾンパーク南八潮自治会
40 西袋町会
41 柳之宮町会
42 南後谷町会
43 グリーンパーク第２八潮町会
44 アルネックスシティ自治会

八條地区
１入谷町会
２高木町会
３和耕町会
４幸之宮町会
５沖通り町会
６鶴ヶ曽根一町会
７鶴ヶ曽根二町会
８宮田町会
９小作田町会
10 松之木町会
11 伊草町会
12 新町町会
13 八潮団地自治会
14 伊草団地自治町内会
15 ルミナス八潮自治会

潮止地区
16 上二丁目町会
17 上木曽根町会
18 下二丁目町会
19 下木曽根町会
20 南川崎町会
21 伊勢野自治会
22 上大瀬町会
23 下大瀬町会
24 西古新田町会
25 古新田東町会
26 垳町会
27 新田町会
28 若柳町会
29 京成北町会
30 京成南自治会

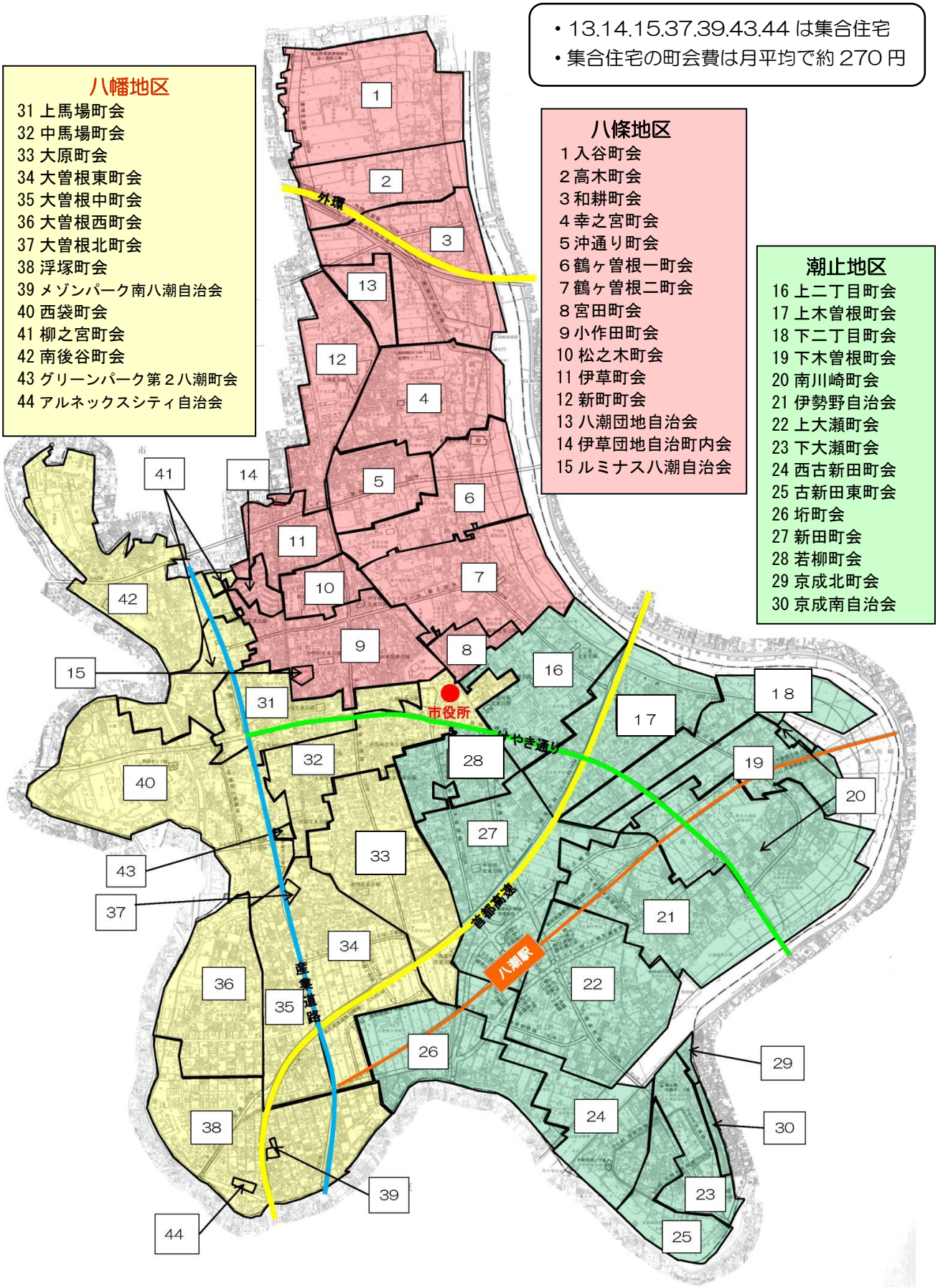

９．関係条例等

地域にお住まいの方々が、親睦や交流を深め、支え合い、助け合いながら、より住みやすい豊かなまちづくりを進めるため制定しています。

八潮市町会自治会への加入及び参加を進めるための条例（抜粋）

（目的）

第１条　この条例は、町会自治会が本市の自治の担い手として果たす役割の重要性に鑑み、町会自治会への加入及び参加を進めることについて、基本理念を定め、並びに住民、事業者、町会自治会及び市の役割を明らかにし、基本となる事項を定めることにより、地域の住民相互の連帯意識を醸成するとともに、住民のまちづくりへの参画を促進し、もって良好な地域社会の形成に資することを目的とする。

（住民の役割）

第４条　住民は、自らが地域住民の一員であることを認識し、自らが居住する地域の町会自治会に加入するよう努めるものとする。

２　地域住民は、町会自治会の重要性についての認識を深め、住民相互の交流を通して連帯意識を醸成するため、町会自治会の活動に積極的に参加し、及び協力することにより、町会自治会の活動の活性化の推進に努めるものとする。

（町会自治会の役割）

第６条　町会自治会は、誰もが参加しやすい開かれた活動の実施、当該活動への参加の呼びかけ等を通じて、地域住民が町会自治会の重要性についての認識を深めるよう努めるものとする。

２　町会自治会は、地域住民にその活動に関する情報を提供するよう努めるものとする。

（集合住宅における町会自治会）

第７条　住戸の数がおおむね 100 以上の集合住宅の住民は、当該住民を構成員とする町会自治会を組織するよう努めるものとする。

２　集合住宅において町会自治会を組織しようとする者は、当該集合住宅の存する地域の町会自治会との連絡及び調整に努めるものとする。町会自治会を組織した後においても同様とする。

町会・自治会の設置にあたり、必要な事項を定めています。

八潮市町会自治会等の設置に関する基準（抜粋）

（趣　旨）
第１条　この基準は、八潮市の地域の健全な自治と発展を図るため、八潮市内に住所を有する市民等により形成し設置される地域の自治町内会（以下「町会・自治会等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（設置基準）
第２条　町会・自治会等の組織単位は、市街地的形態を成している地域にあっては、加入する世帯数が概ね１００世帯以上であること。ただし、集合住宅において、市長が認めた場合は、この限りではない。
２　区域は、道路、河川又はその他明瞭な箇所で区画されているものとする。

（構成員）
第３条　町会・自治会等の構成員（以下「会員」という。）は、次の者とする。
（１）八潮市内に住所を有し居住する者
（２）活動に賛同し加入を希望する者又は企業や事業者
（３）その他、町会自治会長が認めるもの

（設立届及び登録）
第４条　町会・自治会等を設立したときは、次の各号に掲げる書類を市長に届け出なければならない。
（１）町会自治会等設立届（様式第１号）
（２）規約
（３）区域図
（４）役員名簿（様式第２号）
（５）会員名簿（様式第３号）
２　市長は、前項に規定する届出を受理したときは、町会自治会等登録簿（様式第４号）に登録するものとする。
３　市長は、前項の規定により登録された町会・自治会等に対し、その旨を町会自治会等登録通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（八潮市町会自治会連合会への加入）
第５条　町会・自治会等を設立したときは、当市内の町会長、自治会長をもって組織する八潮市町会自治会連合会に加入するものとする。
２　八潮市町会自治会連合会の規約は、別にこれを定める。

是非、ご検討ください